

〈令和 6 年度 第 2 回伊賀市高齢者施策運営委員会〉

【開催日時】 2025(令和 7)年 2 月 18 日(火) 午後 2 時～午後 4 時

【開催場所】 伊賀市役所本庁舎 5 階 501 会議室

【出席委員】 10 名(山路委員長、小沢委員、富山委員、和久田委員、辻中委員、松井委員、森田委員、常岡委員、中島委員、島井委員)

【事務局】 健康福祉部：濱村部長、中西次長兼生活支援課長

介護高齢福祉課：三根課長、廣瀬係長、濱田係長、城主査

地域包括支援センター：岡本所長、松永室長、川口主幹、津田主幹、山本主査

＜事務局＞

定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 2 回伊賀市高齢者施策運営委員会を開催します。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、はじめに健康福祉部長からごあいさつさせていただきます。

＜健康福祉部長＞

皆さんこんにちは。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は大変お忙しい中、令和 6 年度第 2 回高齢者施策運営委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。日頃から伊賀市の高齢者施策へのご理解とご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。伊賀市におきましては、高齢者輝きプラン、4 つの基本目標に基づきまして、地域共生社会の実現、健康づくりと生活習慣病予防、認知症施策、介護人材の確保と資質向上、この 4 つを重点施策に位置付けまして事業の推進を図っているところでございます。これらによって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会、地域のつながりや支え合いを大切にした共生社会、これを実現したいと考えているところでございます。本日、その計画の一部の変更についてご協議いただきたいと考えています。委員の皆様には、それぞれご専門の立場からはもちろんの事、その枠を超えて各分野に渡り積極的なご意見、ご提言をいただければと考えていますので、本日よりよろしくお願い申し上げます。

＜事務局＞

続きまして、委員長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

＜委員長＞

よろしくお願いいたします。皆さんお忙しい中、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、事前に送られました資料を参考に、第 9 期介護保険計画にかかわる施設等の設備計画を変更するというような内容でご審議の方をお願いします。一つは小規模多機能型居宅介護の整備の件、もう一つは特養の増床の件で、事務局の方から説明がいただけると思いますので、活発にご意見の方よろしくお願いいたします。

それでは限られた時間ではございますが、委員の皆様よりよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、確認事項を4点申し上げます。

まず、本日の委員会でございますが、委員総数15人中、出席者10名、欠席者5名であり、半数以上の出席がありますことから、伊賀市高齢者施策運営委員会条例第6条第2号の規定（半数以上の出席）により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本委員会の会議は、伊賀市情報公開条例第35条及び住民自治基本条例第6条により公開の会議といたしております。

また、審議会等会議の公開に関する要綱第8条に基づく会議録作成のため、音声録音を行わせていただくとともに、同要綱第9条第2項及び第3項により作成した会議録を市ホームページに掲載させていただきます。3点目ですが、本会議は公開の会議であることから、傍聴者と報道関係者の入室を認めさせていただきます。4点目に、円滑な会議運営のため、発言の際は、挙手し委員長の発言許可の後にお願いたします。また事務局員が届けますマイク使用によりご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。資料の確認をさせていただきます。事前に委員の皆様へ郵送しました資料はお持ちでしょうか。もしお忘れの場合は予備がございますのでお申し出ください。

それでは議事に入らせていただきます。以降の議事進行を委員長をお願いいたします。それでは委員長、進行をよろしく願いたします。

<委員長>

はい。議事に入りたいと思いますが、事項書に基づきまして進めます。

それでは議題1、第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画における施設等整備計画の変更について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

<事務局>

失礼します。介護高齢福祉課です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座って説明の方させていただきます。

それでは事前に送付させていただきました資料1の方をご覧ください。今回計画の変更という事で内容ですが、まず、変更内容というところで、小規模多機能型居宅介護ですが、こちらの1か所を整備するという事で、介護保険事業計画の方で位置づけをさせていただいております。本年度も公募の方をさせていただきましたが、特に応募もなく問い合わせもない状態でありました。これに対して、看護小規模多機能型介護というのがあるのですが、こちらの方は、小規模多機能型介護に訪問看護がプラスされて、医療的な対応も可能な事業所という事になっております。看護小規模多機能について、今現在、事業所の方から開設できないかと相談の方がきておりまして、一応、この小規模多機能というのが事業計画に位置づけがなければ整備ができない種類の事業となっておりますので、今の状況では、この3年間においては事業整備ができないというところであったのですが、今まで看護のない小規模多機能については、これまで何度か公募の方をしている中ですが、一向に手を挙げていただける事業者がないという状況なので、このまま続けていてもあまり意味がないというところで、看護の方を考えてくれている事業所があるという事で、一度そちらに振り替えて、今までの小規模多機能型を整備するところを看護小規模多機能型の方に計画を振替えさせていただいて、それを位置付けることによってまた公募をさせていただき、相談に来てくれている事業者の方が応

募していただければ事業者選定をさせていただけたらと、今回、計画の変更を上げさせていただきます。

これについて、事業計画のニーズ調査の中でも在宅生活を継続するために必要な支援は何ですかというアンケートの質問に対しても、往診や訪問看護のサービスを望む声も一定ありまして、潜在的な需要があると思いますので受け皿を用意させていただいた方が良くと考えて今回あげさせていただきました。小規模多機能型と看護小規模多機能型の違いという事で、資料の2をご覧ください。こちらの方が、指定基準の比較表としてご用意させていただいたのですが、基本となりますサービスの内容としましては、通い、デイサービスを中心としたものでありまして、それに訪問や短期間の宿泊ショートステイと組み合わせまして、看護小規模についてはそこに訪問看護のサービスもプラスされまして、事業所内での看護師という人員の方も、小規模多機能よりも増える形になりますので、医療的な対応もある程度してもらえという事になっています。介護予防、要支援の方については、看護の利用はでないとその制限がかかっています。あと代表者や管理者につきましては、条件というのは同じですが、保健師や看護師という資格を持っている、医療機関での実務経験のある方であれば、代表者、管理者になれるという条件がプラスアルファされております。あと介護従業者については、保健師、看護師、准看護師の人数が、訪問サービスにあたる介護従業者としましては、2人以上でそのうち1人が保健師、看護師、准看護師が必要となっているところと、常勤の保健師または看護師が、1人以上必要となっているのと、また介護従業者のうち2.5人以上の者が看護職員でなければならないという看護の方に重点を置かれた事業所となっております。裏面については、ケアマネージャについては、通常の小規模と同等の条件となっております。また利用の定員についても同様の条件となっております。具体的な取り扱い方針については、看護サービスの療養所の世話又は必要な診療所の補助というのがプラスして位置付けられているところです。主治医との連携というところで、通常の小規模多機能では特にそこまでは規定されてませんが、看護サービスというところでは、主治医の、医師の指示等に基づいてとなってきますので、主治医との密接な連携を図らなければならないという事が位置付けられています。

一応、この小規模多機能型と看護小規模多機能型の違いはこのようにところです。

続きまして、もう一つの変更点としましては、先ほどの資料1の一番の変更内容のところですが、介護老人福祉施設、特養の方の10床増床すると、事業計画で位置付けていますが、具体的に言うとならぬ木園になるのですが、老朽化による建て替えという事で、建て替えに合わせて10床増床して立て替えたいという申し出があり、その分を事業計画に盛り込ませてもらったところですが、昨今の物価高騰の煽りを受けて、建築資材等の高騰また人件費の高騰によりまして、建築費等が2倍近くに跳ね上がっているという状況の中で、10床増床が厳しいという状況です。その中で、計画見直しが必要になったという事で、少なくとも第9期の計画期間内での整備は延期となり、10床増床もなしとの申し出がありましたので、こちらも併せて計画変更という事で議題にあげさせていただきます。

変更による影響という事で、3番ですが、介護保険料にどう影響してくるのかというところですが、資料の裏面を見ていただきまして、小規模多機能型を看護小規模多機能型に振り替えた場合、報酬が看護多機能型の方が若干高くなることで、その分給付費が増えてくるのですが、特養の10床増床がなくなりましたので、トータルすると変更後

の一番上の標準給付費プラス地域支援事業費の計（Ａ）というところが、若干減っている形に見込の計算としてはそうなってきました。計算していくと、いずれも金額は下がってくるのですが、青色部分の介護給付費の準備基金の取り崩し、こちらの方で、当初変更前については、４億１千６５０万円を取り崩す計画でありましたが、今回の変更で４億７１０万円に下がることによって、この調整によって介護保険料については影響の出ない形で調整できると考えています。

今回の変更の内容については以上です。

<委員長>

ありがとうございます。それでは、先ほどの説明に対してご意見ご質問があればお願いします。今の小規模多機能については何かございますか。

<委員>

伊賀市はなぜ小規模多機能型が少ないのかなと不思議で、名張は結構あるんですよ。認知症の人は、普段デイサービスに行かれているところでショートステイも同じ人が面倒見てくださる、同じ場所で。小規模多機能型の良さというのが、認知症の方にとると環境が変わらないという所が凄く良いと思われています。最近、老々介護が多いのですが、男性の介護者が増えていて、家で見たい、でも疲れた時にはショートステイとかを利用したいと思われているのですけれど、そういう時に、小規模多機能の方が良いと結構使われているんです。伊賀市はなぜそれが少ないのかなと、それが不思議なんですけど、やはり一定の地域しかないですね。

<事務局>

そうですね。今は一か所しかないです。あと看護小規模多機能型も伊賀市だけです。

<委員>

それは最近ですね。出来てからそんなに経ってないですね。

<事務局>

そうですね。看護の方はまだ数年、２、３年です。

<委員>

そうですね。だからちょっと少ないなと思って。認知症の方にとったら、すごく良い施設なのになあと、ちょっとそれが疑問に思ったもので。最近名張で利用されている方が増えているんです。ちょっとお伺いしたいなと。

<事務局>

そうですね。理由の分析というのは難しいのですが、このサービスの内容としては、たぶん運営の中でバランスよく、デイサービス、訪問、ショートの利用者を回していかないと、どこかに偏ってしまうと事業運営が難しいという所もあって、手を出される事業者が少ないのかなという風には想像させてもらっている所なのですが。あとは、看護職員等の確保が難しいというお話も聞かせてもらった事もあります。そのような感じでしょうか。

<委員>

出来たら増えて欲しいなと思っていたのですが、少し残念です。

<事務局>

今回、考えてくれている事業所がありましたので、もしそこがうまくやっていけるであれば是非お願いしたいと。実際、公募して応募していただいたら、地域密着型の運営委員会の方で診査、選定させていただいて、そこで通ればというところではあるんですが。

<委員>

よろしくお願いします。

<委員長>いかがでしょうか。

今の事務局がおっしゃっているのは、今回の計画は入れ替えるけれども、これからも予算を取ってってもらってずっと努力して行って欲しいという事ですよね。

<委員>

増えていくでしょうから。認知症の方が。

<事務局>

そうですね。

<委員長>

ありがとうございます。他にどうですか。それでは、今回これは看護小規模多機能型を2か所と。

<事務局>

そうですね。2か所になれば。

<委員長>

地域はばらける感じ。

<事務局>

場所は今の想定の中では、ちょうど良い位置関係にはならないかもしれない、今ある一か所は伊賀の北の方、府中の方にあるんですけど、南の方であれば良いのですがそこはまだ未定です。

<委員長>

ありがとうございます。

それではですね、もう一つの方の、特養の10床増床という所をですが、増える予定が増えなくなるという事です。

<事務局>

そうですね。今ある既存の施設を建て替えるという事で、建て替えに合わせて従来型の多床室をなるべく費用を抑えて利用できるところを増やしたいという事で、多床室を増やせればと10床増床と計画していただいていたのですが、難しいと。それを強行してしまえば、法人の運営自体が危ぶまれるというような、それくらいの費用が掛かるという事で。

<委員長>

建てて終わりという事ではなく、運営していかなければならないから、それに伴う人も増やさなければならぬし、そのあたりはなかなか。

こちらについては皆さんいかがですか。よかったですか。

それでは皆さんご意見ないという事で、事務局の計画変更の提案について承認するという事でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では承認いただいたという事で、引き続き次の計画にも増やしていくとか皆さんのニーズに合った形で、計画の修正をしていただきたいと思います。

それではこの機会に他に何か皆さんの方からあれば。是非、こんな事を頑張っしてほしいというような事があれば。

では、特に何もないという事ですので、これで議事1,2についてはこれまでにしたいと思います。ありがとうございます。

<事務局>

本日は皆様ご出席いただきまして誠にありがとうございました。それでは事務局より、次年度の委員改選についてお知らせさせていただきます。

現在の、本委員会委員の任期は3年であり、令和7年3月31日をもって満了となっております。各委員会条例の第4条において再任を妨げないものとしておりますので、今後も引き続き高齢者施策の進捗状況について、ご意見やご協力をいただきたいと思います。各推薦団体の代表者様宛に、新たにご推薦をいただくための依頼文書と推薦書、承諾書をお送りさせていただきます。引き続きご尽力いただける場合は、同封の承諾書にご署名の上、返信用封筒でご返信いただくようお願いいたします。お手続き内容についてご不明点やご質問がございましたら、担当までお問合せください。委員の皆様のご多様な視点と経験が、今後の施策運営に非常に重要であると考えております。今後もご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

<委員長>

ありがとうございます。

事務局の方からご説明の方をいただきましたけれども、お集まりの委員の皆様については、今回で一旦任期満了となります。令和4年から事業計画についてたくさんお仕事していただきまして、たくさんご意見をいただき無事に計画も出来て、ただもう忙しかったなという感じもあると思いますけれども、無事に責務を終えたのではないかなと思います。私自身もいろいろ至らぬ点があったと思いますが、ありがとうございます。

いました。なお事務局からも説明にありましたが、引き続きご留任いただくことに特に問題がない方については、ぜひ引き続き委員を継続していただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは特になければ、これで令和6年度第2回伊賀市高齢者施策運営委員会を終了したいと思います。委員の皆様、事務局の皆様、3年間ありがとうございました。事務局に進行をお戻ししたいと思います。

<事務局>

皆様、本日はありがとうございました。本日まで承認をいただきました計画変更につきましては、今後粛々と進めさせていただきたいと思います。また運営委員会は、今回で終了となります。委員の皆様におかれましては、3年間ありがとうございました。事務局としても至らぬ点は多々あったと思いますが、委員の皆様のご尽力のおかげで、昨年度高齢者輝きプランの策定も出来ましたし、本年度それをもとに運営させていただいておりますこと、感謝しております。先ほども説明させていただきましたが、支障がなければ引き続き次の3年間もお願いしたいと考えております。書類等の手続きは一からとなりますが、よろしくお願いいたしますと思います。それでは本日の会議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

14:32 終了